

株 主 各 位

東京都中央区日本橋箱崎町36番2号
株式会社吉野家ホールディングス
代表取締役社長 河 村 泰 貴

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2021年5月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止および皆様の安全の観点から、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

敬具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年5月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ サンプラザホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会にご出席の株主様へのお食事券等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。 |

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第64期（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件
第5号議案 当社監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度の廃止の件

以上

【ご注意事項】

- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ① 連結株主資本等変動計算書
 - ② 株主資本等変動計算書
 - ③ 連結注記表
 - ④ 個別注記表

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

当社ウェブサイト (<https://www.yoshinoya-holdings.com>)

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、有効に議決権を行使していただいた株主様の中から抽選で300名様に吉野家プリペイドカード（1,000円分）をプレゼントいたします。

<新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染予防および拡大防止のため、株主の皆様のご健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面による議決権行使またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染症予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員および運営スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応（株主様のお席の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合がありますこと、ご入場時に株主の皆様のご体温を測定させていただき、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、会場受付付近に設置する消毒液にて手指の消毒をお願いすること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますので、ご理解をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、以下の当社のウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト（<https://www.yoshinoya-holdings.com>）

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年5月26日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必

要となります。

- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

＜インターネットによるライブ配信のご視聴方法＞

株主総会の会場にお越しになれない株主の皆様に向けて、本株主総会の模様をインターネットにてライブ配信致します。

配信開始日時：2021年5月27日（木）午前10時

視聴URL： <https://youtu.be/Y09CnXiGMYE>



【ライブ配信視聴上の注意事項】

- ◎当日は安定配信に努めますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声に乱れが生じたり、一時中断などの通信障害が発生する可能性があります。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎インターネットによるライブ配信は、「参加型バーチャル株主総会」となりますので、ご視聴いただくことをもって会社法上の株主総会への出席とは認められず、議決権行使や質問等はお受けできません。書面またはインターネットにより事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会会場にご出席の株主様の容姿が映像に映らないように配慮いたしますが、やむを得ず映りこんでしまう場合がございます。

以上

事 業 報 告

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（2020年3月1日から2021年2月28日まで）の連結業績は、連結売上高が1,703億48百万円（前年同期比21.2%減）、連結営業損失53億35百万円（前年同期は連結営業利益39億26百万円）、連結経常損失19億64百万円（前年同期は連結経常利益33億69百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は75億3百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益7億13百万円）と減収・減益となりました。

売上高は、前期末に実施したアークミール社の株式譲渡による売上減少198億10百万円に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大影響に伴い、グループ各社で店舗の休業・営業時間の短縮を実施したことにより、前年同期に対して大幅な減収となりました。国内においては2020年5月の緊急事態宣言の解除以降、海外においては外出禁止令の解除以降、営業再開が進み、新商品の導入や各セグメントでキャンペーンを積極的に展開したことにより、売上高は回復基調となりましたが、2021年1月7日の再度の緊急事態宣言に伴う政府・各自治体からの外出自粛や営業時間の短縮要請により、下半期においても前年の水準を下回って推移しました。

コスト面では、賃料減額交渉や管理可能経費の削減などに加え、グループ全体で構造改革に取り組みコスト削減を進めており、その成果は着実に表れ、下半期においては営業利益が黒字に転じました。また、売上高の減少に対し、当期はキャッシュ・フローを重視し当初計画していた出店・改装投資も抑制し、不採算または売上高の回復が見込めない直営店舗の閉店を進めました。しかしながら上述のコスト削減策を実施したものの、売上高の大幅な減少や、閉店や店舗資産の収益力の低下に伴う減損損失および新型コロナウイルス感染症による損失など総額57億93百万円を特別損失として計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は75億3百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益7億13百万円）となりました。

なお、営業外収益には、各自治体からの営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金や雇用調整助成金などの助成金等収入32億75百万円を計上し、特別損失に

は、各国政府や各行政の指示・ガイドラインに従い休業した店舗の休業期間中に発生した固定費の一部を新型コロナウイルス感染症による損失6億11百万円として計上しております。

セグメント概況につきましては、次のとおりであります。

[吉野家]

売上高は、1,056億16百万円と、対前年同期比5.4%の減収となりました。

全国一斉休校や緊急事態宣言を受け、3月には「お子様・ご家庭食事支援」、4月には「牛丼テイクアウト15%オフキャンペーン」、「テイクアウト限定ファミリーセット」を販売するなど、食のインフラとして各種支援策を機動的に実施しながら、店内飲食からテイクアウトへと変化する顧客ニーズに迅速に対応いたしました。また、デリバリー需要の高まりに対応するため、デリバリー対応店舗を751店舗へと積極的に拡大し、各種キャンペーンを実施いたしました。商品施策においては、テイクアウトでも、よりおいしく召し上がれる商品開発を基本方針に掲げ、4月から「肉だく牛丼」や「スタミナ超特盛丼」を、6月から期間限定で「牛たん麦とろ御膳」を、10月から冬の定番「牛すき鍋膳」を、1月から「牛の鍋焼き御膳」を販売いたしました。また、販売施策としては、5月、7月、9月、11月には昨年大変ご好評をいただいた「ポケ盛」キャンペーンを、6月には「超特盛祭」を実施し、11月にはプレミアム食事券の「Go To Eatキャンペーン」に参加いたしました。その結果、テイクアウト販売数増により売上高は回復傾向ではあるものの、店内飲食による売上の回復が弱含みであるため、既存店売上高前年比は91.5%となりました。セグメント利益は減収に加え、販売促進費ならびにテイクアウト用包材等のコスト増により41億47百万円と、前年同期に比べ17億88百万円の減益となりましたが、上記取り組みにより、下半期においては前年を9億11百万円上回る結果となりました。同期間の店舗数は、25店舗を出店し、50店舗を閉鎖した結果、1,189店舗となりました。

[はなまる]

売上高は、203億62百万円と、対前年同期比34.1%の減収となりました。

減収の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い商業施設内店舗の大規模な休業や営業時間の短縮を行ったことにより、既存店売上高前年比が7割の水準へと大幅に減少したことであります。商業施設の営業再開に伴い売上高は回復傾向にあるものの、都市部への通勤人口の減少やフードコートの客席稼働率の低下といった厳しい状況が続いております。商品施策としては、3月には「とろ玉フェア」を、6月には「冷かけフェア」を、9月には「温もり、とろーり！あんかけフェア」を実施し、11月には「具・たくさん！豚汁うどん」

を販売し、1月にはお持ち帰りも可能な、グループのから揚げ専門業態の「鶏千から揚げ」を販売し、新たな客層を獲得しております。販売施策としては、3月と9月にはご好評をいただいている「天ぶら定期券」を販売し、7月には「コウペンちゃんはなまる日和」とのコラボキャンペーンを実施し、11月にはプレミアム食事券の「Go To Eatキャンペーン」へ参加し、12月には「うどんチケット」を販売いたしました。テイクアウト・デリバリー需要の高まりに対応するため、デリバリー対応店舗を192店（前期末+117店）に拡大いたしました。これらに加えかけうどんの価格改定を行うなど、機動的に施策を展開いたしました。セグメント損失は31億60百万円と、前年同期に比べ44億12百万円の減益となりました。同期間の店舗数は、18店舗を出店し、50店舗を閉鎖した結果、490店舗となりました。

[京樽]

売上高は、188億99百万円と、対前年同期比33.8%の減収となりました。

減収の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い店舗の大規模な休業や営業時間の短縮を行ったことにより、既存店売上高前年比が7割の水準へと大幅に減少したことや、外出自粛要請に伴いイベントによる弁当販売が減少したこととあります。商業施設の営業再開に伴いテイクアウト事業を中心に売上高は回復傾向にあるものの、夜間の外出自粛により外食事業の売上高は厳しい状況が続いております。テイクアウト・デリバリー需要の高まりに対応するため、全業態において「すしパーティーセット」や、海鮮三崎港にて「ちらしずしのタネ」を販売するなど、テイクアウト商品の充実を図りながら、デリバリー対応店舗を136店（前期末+134店）に拡大し、「1個買ったらもう一つサービス」キャンペーンを実施いたしました。また、外食事業においてEPARKの予約システムを導入し、店内・お持ち帰り予約に対応いたしました。商品施策としては、豊後の寒ブリ、金華サバ、あん肝醤油・炙り白子など、産地や素材にこだわった旬の食材を用いた季節メニューを各業態で販売いたしました。販売施策としては、テイクアウト事業において、「創業88周年記念祭あかふじセール」やご好評をいただいている「中巻セール」、外食事業における「本まぐろ祭」「(赤皿) 99円セール」を実施し、「Go To Eatキャンペーン」に参加いたしました。しかしながらセグメント損失は22億13百万円と、前年同期に比べ26億70百万円の減益となりました。同期間の店舗数は、14店舗を出店し、61店舗を閉鎖した結果、288店舗となりました。なお、2021年4月1日に当社が保有する京樽社の全株式を株式会社FOOD & LIFE COMPANIESへ譲渡いたしました。
※詳細につきましては、第64期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項12頁に記載しております。

[海外]

売上高は、195億34百万円と、対前年同期比11.0%の減収となりました。

減収の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い各エリアにおいて外出禁止令が発令されたことにより、店舗の大規模な休業や営業時間の短縮を行ったことであります。アメリカは感染拡大に加え、店内飲食の禁止は続いておりますが、テイクアウトおよびデリバリー需要を底堅く獲得できており既存店売上高は前年の水準まで回復いたしました。中国は、既存店売上高が前年を若干下回っておりますが、経済活動再開に伴い回復基調にあります。感染拡大が続くアセアンは、売上高が前年を下回って推移しております。休業・営業時間短縮による大幅な減収によりセグメント利益は、5億75百万円と、前年同期に比べ3億97百万円の減益となりました。同期間の店舗数は、76店舗を出店し、105店舗を閉鎖した結果、965店舗となりました。なお、海外は暦年決算のため1月～12月の実績を取り込んでおります。

以上のような状況を受けまして、当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多額の損失を計上しており、財務の健全性の観点から、誠に遺憾ではございますが、期末配当を見送らせていただくことといたしました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、新規出店を中心に52億36百万円の設備投資を実施いたしました。

吉野家におきましては、50店舗の新規出店に対する投資と、332店舗の改装、改修を行い、22億62百万円の設備投資を実施いたしました。

はなまるにおきましては、16店舗の新規出店に対する投資と、6店舗の改装、改修を行い、7億16百万円の設備投資を実施いたしました。

京樽におきましては、13店舗の新規出店に対する投資と、6店舗の改装、改修を行い、4億20百万円の設備投資を実施いたしました。

海外におきましては、18店舗の新規出店に対する投資と、82店舗の改装、改修を行い、10億17百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はございません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はございません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はございません。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	第61期 (2018年2月期)	第62期 (2019年2月期)	第63期 (2020年2月期)	第64期 (当連結会計年度) (2021年2月期)
売上高	198,503	202,385	216,201	170,348
経常利益又は経常損失(△)	4,604	349	3,369	△1,964
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	1,491	△6,000	713	△7,503
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	23.11	△92.94	11.04	△116.09
総資産	115,613	112,685	126,167	131,921
純資産	57,807	50,025	48,385	40,142
自己資本比率(%)	49.5	43.9	37.9	30.0

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第63期の期首から適用しており、第62期の数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
(子 会 社)			
㈱吉野家	10百万円	100.0%	飲 食 店 の 経 営
㈱はなまる	10百万円	100.0%	同 上
㈱京樽	10百万円	100.0%	同 上
YOSHINOYA AMERICA, INC.	8百万USドル	100.0%	同 上
吉野家（中国）投資有限公司	306百万中国元	100.0%	中国子会社の資産の保有および管理
ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD.	192百万マレーシア リンギット	100.0%	アセアン地区の子会社の資産の保有および管理

(注) 従来、連結子会社であった㈱アークミールは、2020年2月29日に全株式を譲渡したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

(4) 対処すべき課題

当面の対処すべき課題の内容等

① 今までにない「新しいビジネスモデル」創り

当社グループは、長期ビジョン「NEW BEGINNINGS 2025」の実現に向けて、現在のビジネスモデルに代えて長期的に運用できる「新しいビジネスモデル」の構築を課題としております。既存の外食産業の範疇を超えるような市場創造・価値提供を行うモデル創りは、すでに素材開発や商品の提供方法の改善など、従来とは一線を画した踏み込みを開始しております。今後はその踏み込みを一層強めていくと同時に、さらに突出した「革新」による飛躍を図ってまいります。

② 「飲食業の再定義」を実現するための組織づくりと取組みについて

「飲食業の再定義」を実現していくため、よりスピーディーな意思決定が可能となるグループ経営体制への見直しを行ってまいります。また、グループ管理本部を中心にテレワークや時差通勤、出張に代わるWEB会議の促進といった、新しい生活様式への対応を含めた本社機能の業務改革に取組み、同時に従業員の働き方改革も進めてまいります。グループ間での人事交流の活発化及びグループ商品本

部による仕入れの共通化も引き続き行っています。また、海外各地域における現地経営体制の確立及び現地での意思決定を可能にすることで、今後はグローバル展開を一層加速していきます。

また、「飲食業の再定義」の実現のため、ダイバーシティ（人材構成の多様化）の推進も引き続き行っていきます。

③ 「ひと・健康・テクノロジー」の実践へ

当社グループでは、2025年を最終年度とする長期ビジョン「NEW BEGINNINGS 2025」の実現に向け「ひと・健康・テクノロジー」をキーワードとし、これまでの飲食業になかった新しい価値創造にチャレンジしております。

「ひと」に関わる取り組みでは、「ひと」を活かすことで生まれる価値を追求し、その価値をお客様に提供していきます。「健康」に関しては、従業員の心と体の健康を経営の柱とする「ウェルネス経営」の一環として、最高健康責任者（CWO）の任命制度を導入しております。今後は従業員の健康リテラシーの向上と浸透を図ってまいります。また、今後のメニュー開発は、「健康的」から「健康」そのものの追求へ取り組みを深化させていきます。

最後に「テクノロジー」に関わる取り組みでは、複雑な店舗オペレーションを簡便化・効率化する設備や機器を導入し、職場環境の改善を図ることで、労働力の確保と生産性の向上につなげてまいります。

④ 今後の見通し

新型コロナウイルス感染症拡大により当期連結売上高は、2020年2月期に対し、第1四半期75.2%、第2四半期78.0%、第3四半期85.0%、第4四半期77.2%、通期78.8%で推移しました。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各国政府や自治体の要請に対し、大規模な店舗の休業・営業時間短縮を実施したことにより大きな影響を受けました。国内においては、2020年5月の緊急事態宣言の順次解除に伴い売上高は緩やかな回復基調となりましたが、テレワークの継続や店舗のソーシャルディスタンスの確保、夜間に外出を控える状況が続き、依然不透明な状況が継続しております。11月の各自治体からの営業時間の短縮要請や、直近では2021年1月の再度の緊急事態宣言に加え、一都三県においての二度に渡る宣言期間延長もあり、当期のみならず、2022年2月期（翌期）の第1四半期においても既に大きな影響を受けております。

海外においては、エリアにより感染症の影響状況が異なっております。アメリカはコロナ禍の状況においても、テイクアウト・デリバリー需要の獲得に加え、2021年3月には店内飲食の一部再開もあり、売上高は前年を超える水準まで回復しております。中国は2020年3月以降大半の店舗が営業再開し、経済活動の再開

に伴い既存店売上高は前年の水準に回復しております。アセアンは、エリア毎に感染拡大時期が異なっており、マレーシア、インドネシアなどでは営業時間短縮や入店制限により、売上高は大きな影響を受けております。

2022年2月期（翌期）においては、国内は、ワクチン接種が始まったこともあり、3月の緊急事態宣言解除以降緩やかな回復基調になるものの、連結売上高が感染拡大前の2020年2月期（前期）の水準にまで回復することは難しいと見込んでおります。国内吉野家の売上高は2020年2月期（前期）対比で90%を超える計画ですが、商業施設・都市部を中心に新店出店しているはなまるやラーメン業態においては依然厳しい状況が続いており、2020年2月期（前期）対比で90%を下回る見込みです。海外においては、各々感染拡大状況は異なっておりますが、アメリカ、中国では、売上高は2020年2月期（前期）の水準に回復し、アセアンは、店舗数の多いインドネシアを中心に厳しい状況が続くと見込んでおります。

引き続き感染症対策を行いながら、各セグメントにおいて、店内飲食を獲得するための目的来店を促す商品導入や各種キャンペーンを積極的に展開し、今後も高止まりするテイクアウト・デリバリーのニーズを更に獲得するため、商品開発に加えデジタルツールの機能強化、積極的な販促を展開し、客数回復に努めます。加えて、中食・内食市場に切り込むため、国内外で冷凍牛丼販売を強化するための生産体制の強化、中国工場への設備投資を行い、更なる需要獲得に取り組んでまいります。これらに加えて、グループシナジーを活かしたコラボレーションメニューの販売などを行うなど、新しい生活様式への適応を進めてまいります。

これらの予見の下、2022年2月期（翌期）の連結売上高は2020年2月期（前期）に対し、通期92%で推移すると仮定をおいて算出いたしました。

※株式譲渡を実施したアークミール社、京樽社の影響を除いて試算しております。

損益面については、2020年2月期（前期）の連結売上に対し90%の水準で利益を創出できる構造づくりを掲げ、スピード感を持って活動した結果、2021年2月期（当期）において約70億円のコスト低減により構造を強化することができました。2022年2月期（翌期）の連結売上高は2020年2月期（前期）に対し92%と、90%を上回る水準となりますが、第1四半期における各自治体からの営業時間短縮要請もあり、営業利益は27億円と2020年2月期（前期）の水準までには回復しないと見込んでおります。

出店につきましては、依然として感染症の影響が継続している中、立地の見極めには一定の時間を要すると考えておりますが、国内吉野家のスクラップ&ビルドや経済活動再開が進む中国を中心に新店を再開いたします。また、国内吉野家

の次世代モデル「クッキング&コンフォート」への改装も再開し、市場の回復状況を踏まえながら改装店舗数を増加してまいります。

なお、感染拡大による大規模な行動制限や再度の緊急事態宣言の発令、東京五輪の開催および開催方法の変更などによるダウンサイドリスクや、市場の回復が想定以上に早まれば、2021年2月期（当期）に創り上げた事業構造により収益性の面で2020年2月期（前期）を上回ることができるアップサイドリスクは織り込んでおりません。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント (2021年2月28日現在)

当社グループの主要な事業は下記のとおりです。

セグメント区分	主な事業内容
吉野家	日本国内における牛丼等のファストフード店経営およびフランチャイズ店舗への経営指導等
はなまる	日本国内におけるセルフ式讃岐うどん等のファストフード店経営およびフランチャイズ店舗への経営指導等
京樽	鮭のテイクアウト店および回転寿司レストラン経営等
海外	海外における牛丼等のファストフード店経営、セルフ式讃岐うどん等のファストフード店経営およびフランチャイズ店舗への経営指導等

(6) 主要な営業所および工場 (2021年2月28日現在)

企業集団の主要拠点等

名 称	主な営業所および工場等	所 在 地
㈱吉野家ホールディングス	本社	東京都中央区
	東京工場	埼玉県加須市
㈱吉野家	本社	東京都中央区
	店舗 (403店)	東京都中央区他
㈱北日本吉野家	本社	東京都中央区
	店舗 (165店)	宮城県仙台市他
㈱中日本吉野家	本社	東京都中央区
	店舗 (179店)	愛知県名古屋他
㈱関西吉野家	本社	東京都中央区
	店舗 (232店)	大阪府大阪市他
㈱西日本吉野家	本社	東京都中央区
	店舗 (124店)	福岡県福岡市他
㈱沖縄吉野家	本社	東京都中央区
	店舗 (18店)	沖縄県那覇市他
㈱はなまる	本社	東京都中央区
	店舗 (389店)	香川県高松市他
㈱京樽	本社	東京都中央区
	店舗 (286店)	東京都中央区他
YOSHINOYA AMERICA, INC.	本社	米国カリフォルニア州
	店舗 (80店)	米国カリフォルニア州他
台湾吉野家股份有限公司	本社	台湾台北市
	店舗 (73店)	台湾台北市他
吉野家 (中国) 投資有限公司	本社	中国上海市
上海吉野家快餐有限公司	本社	中国上海市
	店舗 (16店)	中国上海市他
福建吉野家快餐有限公司	本社	中国福建省
	店舗 (11店)	中国福建省
吉野家餐飲管理 (上海) 有限公司	本社	中国上海市
	店舗 (21店)	中国山東省
吉野家餐飲管理 (武漢) 有限公司	本社	中国湖北省
	店舗 (26店)	中国湖北省他
ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD.	本社	マレーシア セランゴール州
YOSHINOYA HANAMARU MALAYSIA SDN. BHD.	本社	マレーシア セランゴール州
	店舗 (6店)	マレーシア クアラルンプール他

(7) 使用人の状況 (2021年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
4,043 (13,395) 名	△538 (△4,716) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は()内に年間の平均人員を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
333名	△43名	49.2歳	15.9年

(注) 前事業年度末に比べ、従業員数が43名減少しておりますが、主な理由はグループ会社からの受入出向の解除によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	19,773百万円
株式会社三井住友銀行	13,157
農林中央金庫	7,328
株式会社りそな銀行	6,140
株式会社三菱UFJ銀行	5,666
株式会社中国銀行	2,219
株式会社四国銀行	1,311
三井住友信託銀行株式会社	1,000
株式会社埼玉りそな銀行	1,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年2月28日現在)

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 160,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 65,129,558株 |
| ③ 株主数 | 328,923名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本カストディ銀行	5,968,100株	9.23%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,643,300	4.09
吉翔会	896,500	1.39
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	619,350	0.96
大樹生命保険株式会社	569,200	0.88
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	538,700	0.83
JP MORGAN CHASE BANK 385781	519,144	0.80
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	418,899	0.65
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	347,486	0.54
ハニューフーズ株式会社	326,800	0.51

(注) 持株比率は自己株式(485,726株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況 (2021年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	河村 泰 貴	経営全般 ㈱吉野家代表取締役社長
常 務 取 締 役	小 澤 典 裕	グループ企画室長 YOSHINOYA AMERICA, INC. Chairman, President&CEO, Director
取 締 役	松 尾 俊 幸	経営・財務
取 締 役	成 瀬 哲 也	ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD. CEO 吉野家(中国)投資有限公司董事長 YOSHINOYA HANAMARU MALAYSIA SDN. BHD. Chairman
取 締 役	内 倉 栄 三	㈱Y UME キャピタル代表取締役
取 締 役	明 石 伸 子	NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事長 ㈱ブライトン代表取締役 ㈱ゆうちょ銀行社外取締役 日本放送協会経営委員
常 勤 監 査 役	田 中 柳 介	
監 査 役	増 岡 研 介	増岡総合法律事務所所長(弁護士) 伊藤忠食品㈱社外監査役
監 査 役	大 橋 修	税理士法人レクス会計事務所代表社員 レクス監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役内倉栄三氏および明石伸子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役増岡研介氏および大橋修氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役内倉栄三氏、明石伸子氏、監査役増岡研介氏および大橋修氏について、東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 監査役増岡研介氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役大橋修氏は、税理士、公認会計士の資格を有しており、企業会計、税務全般に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度といたします。
7. 当該事業年度中に就任した取締役
2020年5月21日開催の第63期定時株主総会において、新たに小澤典裕氏が取締役に選任され、就任いたしました。
8. 当該事業年度中に退任した監査役
2020年5月21日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、金谷洋二氏は任期満了により監査役を退任されました。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	6名 (2)	134百万円 (12)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (2)	39 (12)
合 計	10	173

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年5月25日開催の第50期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、2017年5月25日開催の第60期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役に對し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額300百万円以内（うち社外取締役は200百万円以内。ただし、使用人給与は含めない。）と決議いただいております。上記支給額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額を含めております。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年5月25日開催の第50期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。また、2017年5月25日開催の第60期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、監査役に對し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額300百万円以内と決議いただいております。上記支給額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額を含めております。
4. 上記の支給人員には、無報酬の取締役は含んでおりません。
5. 上記の支給人員は、当事業年度中に就任した取締役1名および退任した監査役1名を含んでおります。

③ 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

イ. 役員報酬に関する基本的な考え方

役員報酬等については、持続的な成長に向けた健全な制度設計となるよう以下の点に基づき、固定報酬・業績連動報酬・株式報酬によって構成・支給されるものとします。

- ・ 持続的、中長期的に企業価値向上を促す制度であること
- ・ 短期業績を反映し、達成を強く動機づけるものであること
- ・ 優秀な人材を確保・維持できる制度と金額であること
- ・ ステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性を備えた制度であり、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること

ロ. 報酬水準

役員報酬の水準及び固定報酬・業績連動報酬・株式報酬の割合については、当社の事業内容及び経営環境における各種ファンダメンタルズを考慮しながら、時価総額や前期の売上、利益水準等で、当社と同規模の上場企業における役員報酬水準等を参考に決定します。報酬の改定時期は固定報酬・業績連動報酬・株式報酬ともに毎年5月を基本としておりますが、毎年改定を前提とするもの

ではありません。

ハ. 報酬構成

(1) 業務執行の役員

a. 報酬構成の割合

業務執行の役員の報酬構成の割合（※）はおよそ次の通りとします。

固定報酬	業績連動報酬	株式報酬
役付取締役 60-70%	15-20%	15-20%
取締役 80%	10%	10%

（※）基準報酬額を前提として算出しております。

b. 構成内容

① 固定報酬

職責の大きさに応じた役位ごとの、固定の金銭報酬とします。

② 業績連動報酬

短期のインセンティブ報酬として、各役員の役割、グループ業績及び担当部門業績のKPI達成度に基づき、事業年度ごとに変動する、業績連動の金銭報酬とします。業績連動賞与におけるKPIは該当年度における本業の稼ぐ力の向上度を評価しつつ、株主視点を取り入れ、EBITDA、税引前当期純利益をKPIとして組み合わせて用いています。

③ 株式報酬

当社は2017年5月25日開催の第60期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入に係る議案が可決されたことに伴い、中長期インセンティブとして同制度を導入済みです。

(2) 社外取締役及び監査役、社外監査役

社外取締役の報酬は、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、固定報酬のみとし、業績連動報酬及び株式報酬は支給しません。

また監査役、社外監査役の報酬は、遵法監査を担うという職責を重視し、固定報酬のみとし、業績連動報酬及び株式報酬は支給しません。

※社外取締役及び監査役の報酬構成は、本株主総会において株主の皆様の承諾を得られることを前提としております。

ニ. 報酬ガバナンス

(1) 報酬諮問委員会

役員の報酬の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保すること等を目的として、委員長及び半数の委員を独立社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しています。

(2) 報酬の決定方法

役員報酬に関する基本方針は、報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会にて決定又は改定します。また、役員報酬構成の割合及び個人別の報酬額は、本方針に基づき、各役員の役割、貢献度、グループ業績の評価及びKPI達成度に基づき報酬諮問委員会で審議のうえ取締役会に答申し、決定します。

監査役報酬は、監査役協議において決定します。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役内倉栄三氏は㈱YUMEキャピタルの代表取締役を兼務しております。
- ・取締役明石伸子氏はNPO法人日本マナー・プロトコール協会の理事長、(有)ブライトンの代表取締役、㈱ゆうちょ銀行の社外取締役および日本放送協会の経営委員を兼務しております。
- ・監査役増岡研介氏は増岡総合法律事務所所長（弁護士）および伊藤忠食品㈱の社外監査役を兼務しております。
- ・監査役大橋修氏は税理士法人レクス会計事務所およびレクス監査法人の代表社員をそれぞれ兼務しております。
- ・当社は上記の重要な兼職先との間に重要な取引はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (16回開催)		監査役会 (14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 内倉 栄三	16回	100.0%	—	—
取締役 明石 伸子	16回	100.0%	—	—
監査役 増岡 研介	15回	93.8%	14回	100.0%
監査役 大橋 修	16回	100.0%	14回	100.0%

・取締役会および監査役会等における発言状況

取締役内倉栄三氏は、金融機関において証券アナリストとして培ってきた豊富な経験と、投資銀行業務に関する専門的知見を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。また、取締役会から独立した任意の諮問機関である報酬諮問委員会の委員長として、当社の報酬ガバナンスの強化に対する助言を行っております。

取締役明石伸子氏は、男女共同参画等の女性活躍推進を中心とした企業経営環境に関する深い見識を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。また、取締役会から独立した任意の諮問機関である報酬諮問委員会の委員として、当社の報酬ガバナンスの強化に対する助言を行っております。

監査役増岡研介氏は、社外監査役として弁護士の専門性を活かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

監査役大橋修氏は、社外監査役として税理士、公認会計士の専門性を活かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	102百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	102百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務の遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、その会計監査人を解任または不再任とし、新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、当社取締役会で決議いたしております。その内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社グループの経営理念である『For the People』を具現化するための「6つの価値観」、ステークホルダーへの「約束事」を当社を含むグループ各社共通の行動指針として共有し、実践する。
 - ロ. 当社グループの取締役および使用人が、法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス関連諸規程および「企業行動規範＝コンプライアンスガイド」に基づき、企業倫理の徹底に向けた社内教育を実施する。
 - ハ. 当社グループは、財務報告を法令等に従って適正に作成するために、経理に関する社内規程を整備し、年度毎に策定する計画書に沿って、その整備・運用状況を評価し、改善を実施する。
 - ニ. グループ監査室は、コンプライアンスの状況に関し、内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して、文書管理規程、取締役会規則、各種会議体運営基準・決裁基準等に従い、文書または電磁的方法により記録を作成し、適切に保存および管理（廃棄を含む。）を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程・基準の見直し等を行う。
 - ロ. 取締役の職務執行情報に関して、監査役または監査役を補助する使用人が閲覧を求めた場合、担当取締役は、速やかに当該情報・文書を閲覧に供する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社ならびに子会社および関連会社（以下、「子会社等」という。）の損失の危険に関して、業績に影響をおよぼす可能性のある災害等のリスク、事業等のリスクの分類およびリスク評価を行い、それぞれの領域毎に当該損失の危険の管理に関する事項を統括する取締役が、それぞれ損失の危険の管理（体制を含む。）に関する規程・基準・ガイドライン等を定め、規程等に基づく適切な対応を行う。
 - ロ. 上記リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、当該部門または子会社等を担当する取締役は速やかに取締役会に報告を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて随時開催する。そのほか、迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、常勤役員による意見交換、グループ戦略会議、各種委員会およびプロジェクト等の会議体を開催し、そこで審議・決定された内容は、職務を執行する担当部門において速やかに実施する。
 - ロ. 職務権限規程、業務分掌規程において、取締役および使用人の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、決裁規程を適宜見直し、決裁制度の中で、権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
 - ハ. 内部監査部門として「グループ監査室」を設置し、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時、取締役会への報告を行う。
 - ニ. その他顧問弁護士等による法令遵守等に関する指導・助言のほか、会計監査人による法定監査を受けるなど、第三者の関与を通じてコーポレートガバナンス体制の充実・強化を図る。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社等は、関係会社管理規程に定める重要事項については、当社への事前審議、承認または報告を求めるとともに、定期的に業務進捗報告会を開催し、経営管理情報・危機管理情報の報告を受けることにより、業務執行の適正を確保する体制を確保する。
 - ロ. 子会社は、当社のグループ監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告を行う。
 - ハ. グループ企画室担当取締役は、子会社等の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。
 - ニ. グループ内における法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社および子会社等を含むグループ内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。
 - ホ. 当社および子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力および団体からの要求に対しては、毅然とした対応を行う。また、警察や関係機関ならびに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の要請に基づき、必要に応じて、同使用人を置くこととする。

⑦ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動および評価については、監査役会の同意を得るものとするほか、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務しない。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとする。また、各監査役の求めに応じて、取締役および使用人は、下記に定める事項につき、直接、必要な報告を行わなければならない。

- ・ 当社の内部統制システム構築に係る部門の活動状況
- ・ 当社の子会社等の監査役の活動状況
- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ・ 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 当社が保有する個人情報の管理状況
- ・ その他、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

なお、職務の執行に関し重大な法令・定款違反、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した当社の役職員または子会社等の役職員もしくはこれらの者から報告を受けた者は、これを監査役に報告する。当該報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。

⑨ 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役職務の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払を求めたときは、これに応じる。

⑩ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行情報に関する文書を閲覧し、取締役または使用人から説明を求めることができる。
- ロ. 監査役は、監査の実施にあたり、グループ監査室および会計監査人と意見交換を行い、連携を図る。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、上記基本方針に掲げた企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社では、法令等に関する研修をグループの役職員に対して実施するとともに、業務監査および内部監査を通じ、当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令、定款および社内規程等に基づき執行されていることを確認しております。
 - ロ. 当社および子会社各社において、「内部通報規程」を定め、内部通報体制を構築しております。各社それぞれに内部通報窓口を設置しているほか、当社グループ法務室にグループ共通の通報窓口として、グループホットラインを設け、コンプライアンスガイド・社内報・店舗へのポスター掲示等で周知し、その活用が図られており、グループリスク管理委員会から取締役会に対し、四半期毎にその内容が報告されております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および社内規程（取締役会規則、決裁規程、文書管理規程等）に基づき、取締役会議事録、各委員会議事録、決裁書、個人情報（特定個人情報を含む）および営業上の機密情報等について、適切な保存および管理を行っております。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および子会社等の業務執行および経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、「グループリスク管理規程」を定めております。子会社各社が当社に対して報告すべきリスクの基準を設け、随時もしくは定期的に、当社グループリスク管理委員会に報告がなされ、同委員会より取締役会に対し、四半期毎にリスク報告を行っております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。本年度の取締役会は16回実施され、法令および定款等に定められた事項や経営方針等の重要事項について、議題の事前配布や事前説明等を行うなど、取締役会においてより効率的かつ有効な議論ができるようにするなどして、法令および定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議を行い、活発な意見交換がなされました。その他、常勤取締役および執行役員で構成される「経営連絡会」を必要に応じて適宜開催するなどして、職務の執行状況の報告や重要事項についての審議を行いました。
 - ロ. 監査役会は、本年度14回開催され、取締役の職務執行の監査、法令および定款の遵守状況について監査いたしました。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社の取締役、執行役員および子会社等の代表取締役で構成される「グループ全体会議」、「業務進捗報告会」、「コミットメント会議」等の会議を年間5回開催し、当社および子会社等の業務執行状況の概要について、報告され、審議を行いました。
 - ロ. 関係会社管理規程およびグループリスク管理規程に基づき、関係会社の業態・部門毎に、リスク管理報告書を徴求し、グループ全体の内部統制の強化を図りました。
 - ハ. 内部監査規程に基づき、当社および子会社等に対し、グループ監査室による年間9回の内部監査を実施いたしました。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 「監査役監査基準」においてその内容を定めております。

- ⑦ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
「監査役監査基準」において、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保および補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する内容を定めており、監査役から取締役に変更を要請することとしております。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. リスク管理規程に基づきグループリスク管理委員会に報告されたリスク事象が、監査役に円滑に報告される状態を維持し、監査役への報告体制の強化を図っております。
 - ロ. 「現場報告会」を年4回開催し、取締役、会計監査人および財務経理部門との意思疎通を図っております。
- ⑨ 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生じる費用について、「監査役監査基準」に基づき、監査役の請求に従い速やかに償還をしております。
- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査の実効性を確保するため、「監査役監査基準」に基づき、監査実施状況等について、取締役、会計監査人および内部監査部門と定期的に意見交換、協議をおこなっております。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- イ. 当社グループの「グループ行動憲章」において、「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団・総会屋その他の反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。」と宣言しているほか、研修等を通じて、当社および子会社等の役員および使用人に対し、反社会的勢力との一切の関係を遮断について周知を図っております。
 - ロ. 新たに取引を開始する際、取引を行おうとする相手が反社会的勢力と何らかの関係性を有していないか、事前に調査することを義務づけているほか、契約条項中に暴排条項を定めるよう求めております。
 - ハ. 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、関係機関との連携を密に図り、反社会的勢力の排除に向けた体制の強化を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、当社グループの理念や企業価値の源泉を十分に理解し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、株主の皆様へ中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、グループ企業価値向上への取組みおよびコーポレートガバナンスの充実強化のための取組みを実施しております。グループ企業価値向上への取組みは12頁に記載の「対処すべき課題」を、コーポレートガバナンスの充実強化のための取組みは26頁に記載の「業務の適正を確保するための体制」をそれぞれご参照ください。これらの取組みは、上記「①当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の実現に資するものであると考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ. 株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、2020年5月21日開催の第63期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者、またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

ロ. 本プランの概要

本プランは、いわゆる「平時導入の事前警告型」で、その概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社発行の株式等について、保有割合が20%以上となる大規模買付行為を行うことを希望する買収者等は、当社に対して、事前に意向表明書および大規模買付等に対する株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提出していただきます。
- (2) 当社取締役会は、買収者等から必要情報の提供が十分になされたと認められた場合、提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から十分に評価、検討するほか、交渉、意見形成および代替案立案を行います。
- (3) 取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、独立委員会は、買収者等や取締役会から情報を受領した後、必要に応じて評価、検討を行い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。
- (4) 独立委員会は、その判断の客観性、合理性を担保するため、取締役会から独立した機関として設置され、当社経営陣から独立した社外有識者等で構成されます。
- (5) 買収者等が、本プランに定める手続を遵守しない場合や提案内容が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会の勧告により、取締役会が、対抗措置の発動、不発動を決定いたします。
- (6) 本プランの対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合、買収者等は、当該新株予約権を行使できないという行使条件を付すものであります。その他当社が、買収者等以外の株主の皆様から当社普通株式と引き換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条件を付す場合もあります。

ハ. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、2020年5月21日開催の第63期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更、またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、または変更された場合には、当該廃止、または変更の事実、および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

- ④ 前記②および③の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本プランにおいて対抗策が発動される場合としては、大規模買付者等が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合のほか、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しており、対抗策の発動・不発動の決定は、あくまでも当社の企業価値・株主共同の利益の観点から決定されるものでありますので、基本方針に沿っており、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

また、対抗策の発動・不発動の決定にあたり、取締役会の恣意性を排除し、判断の客観性、合理性を担保するため、当社経営陣から独立した社外者で構成される独立委員会を設置し、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。この点からも、株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	57,145	流動負債	46,688
現金及び預金	37,900	支払手形及び買掛金	4,140
受取手形及び売掛金	6,381	短期借入金	18,687
商品及び製品	2,939	1年内返済予定の長期借入金	6,783
仕掛品	49	リース債務	2,268
原材料及び貯蔵品	4,137	未払法人税等	284
その他	5,744	賞与引当金	1,304
貸倒引当金	△7	役員賞与引当金	9
固定資産	74,775	株主優待引当金	258
有形固定資産	42,396	資産除去債務	134
建物及び構築物	24,797	その他	12,814
機械装置及び運搬具	1,860	固定負債	45,089
工具、器具及び備品	1,773	長期借入金	33,568
土地	5,375	リース債務	7,035
リース資産	5,822	退職給付に係る負債	289
使用権資産	2,513	資産除去債務	3,327
建設仮勘定	254	繰延税金負債	64
無形固定資産	4,528	その他	805
のれん	1,536	負債合計	91,778
その他	2,992	(純資産の部)	
投資その他の資産	27,849	株主資本	42,364
投資有価証券	3,473	資本金	10,265
長期貸付金	2,230	資本剰余金	11,519
長期前払費用	985	利益剰余金	21,183
差入保証金	13,355	自己株式	△604
投資不動産	2,822	その他の包括利益累計額	△2,771
繰延税金資産	3,838	その他有価証券 評価差額金	1
その他	1,204	為替換算調整勘定	△2,737
貸倒引当金	△60	退職給付に係る調整 累計額	△35
資産合計	131,921	非支配株主持分	550
		純資産合計	40,142
		負債・純資産合計	131,921

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		170,348
売上原価		63,286
売上総利益		107,061
販売費及び一般管理費		112,397
営業損失 (△)		△5,335
営業外収益		
受取利息	84	
受取配当金	1	
賃貸収入	452	
受取手数料	112	
助成金等収入	3,275	
雑収入	1,318	5,245
営業外費用		
支払利息	525	
為替差損	81	
賃貸費用	195	
持分法による投資損失	119	
支払手数料	426	
雑損	524	1,874
経常損失 (△)		△1,964
特別利益		
固定資産売却益	37	37
特別損失		
減損損失	4,528	
契約解約損	653	
新型コロナウイルス感染症による損失	611	5,793
税金等調整前当期純損失 (△)		△7,721
法人税、住民税及び事業税	473	
法人税等調整額	△606	△133
当期純損失 (△)		△7,588
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△85
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△7,503

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

	金額		金額
科 目		科 目	
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	56,565	流動負債	35,265
現金及び預金	24,981	買掛金	3,147
商品及び製品	4,371	短期借入金	21,492
仕掛品	2,023	1年内返済予定の長期借入金	6,651
材料及び貯蔵品	10	リース債務	935
関係会社短期貸付金	2,968	未払金	1,556
1年内回収予定の関係会社金	16,828	未払法人税等	117
長期貸付金	6	未払費用	361
1年内回収予定の長期貸付金	274	賞与引当金	196
未収入金	2,311	資産除去債務	65
リース投資資産	2,439	株主優待引当金	475
その他の資産	966	その他の	266
貸倒引当金	424	固定負債	38,032
固定資産	△1,040	長期借入金	31,658
有形固定資産	58,336	リース債務	4,018
建物及び構築物	5,417	長期未払金	10
機械装置及び運搬器具、器具及び備品	1,495	預り保証金	110
土地	700	関係会社事業損失引当金	407
建物	71	債務保証損失引当金	174
建設仮勘定	71	資産除去債務	1,650
無形固定資産	1,364	その他の	0
借地権	1,690	負債合計	73,297
商標	48	(純資産の部)	
ソフトウェア	377	株主資本	41,602
ソフトウェア仮勘定	40	資本金	10,265
その他の資産	602	資本剰余金	12,956
投資その他の資産	331	資本準備金	12,855
投資有価証券	11	その他の資本剰余金	100
関係会社株式	51,554	自己株式処分差益	100
関係会社出資金	517	利益剰余金	18,979
長期貸付金	9,551	利益準備金	1,740
関係会社長期貸付金	5	その他の利益剰余金	17,239
関係会社長期貸付金	5,838	別途積立金	20,500
関係会社長期貸付金	2,067	繰越利益剰余金	△3,260
関係会社長期貸付金	299	自己株式	△598
投資不動産	8,370	評価・換算差額等	1
リース投資資産	5,579	その他の有価証券評価差額金	1
リース投資資産	14,755	純資産合計	41,604
繰延税金資産	3,152	負債・純資産合計	114,902
貸倒引当金	1,429		
貸倒引当金	88		
投資損失引当金	△29		
資産合計	△71		
	114,902		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
商 品 及 び 製 品 売 上 高	51,226	
ロ イ ヤ リ テ イ 収 入	2,327	
配 当 金 収 入	370	53,924
売 上 原 価		
商 品 及 び 製 品 売 上 原 価	49,443	49,443
売 上 総 利 益		4,481
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,609	4,609
営 業 外 損 失 (△)		△128
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 息	91	
貸 付 借 取 当 金	7	
受 取 手 数 料 入	629	
雑 収 入	344	
営 業 外 費 用	167	1,240
支 払 利 息	288	
支 払 手 数 料	426	
貸 付 費 用	438	
雑 損 失	98	1,251
経 常 損 失 (△)		△139
特 別 利 益		
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 益	16	16
減 損 損 失	153	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	371	
子 会 社 株 式 評 価 損	3,756	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	182	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	167	4,631
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△4,755
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	145	
法 人 税 等 調 整 額	△231	△86
当 期 純 損 失 (△)		△4,668

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月12日

株式会社 吉野家ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井出正弘 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 志賀健一朗 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社吉野家ホールディングスの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社吉野家ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月12日

株式会社 吉野家ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井出 正弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 志賀 健一朗 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社吉野家ホールディングスの2020年3月1日から2021年2月28日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月12日

株式会社 吉野家ホールディングス 監査役会

常勤監査役 田 中 柳 介 ㊟

社外監査役 増 岡 研 介 ㊟

社外監査役 大 橋 修 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもちまして、取締役6名全員が任期満了となります。つきましては経営体制の見直しにより取締役を1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) ※ 印 は 現 任	所有する 当社株式 の 数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>かわむらやすたか</small> 河村 泰 貴 (1968年11月18日生)	1993年4月 当社入社 2003年3月 当社企画室事業開発担当 2004年7月 ㈱はなまる取締役 2007年4月 同社代表取締役社長 2010年5月 当社取締役 2012年9月 ※当社代表取締役社長 2013年8月 ※YOSHINOYA AMERICA, INC. Director 2013年9月 ㈱吉野家取締役 2014年3月 ㈱京樽取締役 2014年9月 ※㈱吉野家代表取締役社長 ㈱吉野家資産管理サービス代表取締役社長 2015年1月 ※ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD. 取締役 2015年6月 ※吉野家（中国）投資有限公司董事 (重要な兼職の状況) 株式会社吉野家代表取締役社長	27,385株
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>おざわのりひろ</small> 小澤 典 裕 (1970年1月22日生)	1992年4月 ㈱大林組入社 2005年9月 ㈱西洋フードシステムズ（現コンパスグループ・ジャパン㈱）入社 2010年1月 Compass Group USA, Inc. 出向 同社コント ラクトフードサービス部門ファイナンスデ イレクター 2015年6月 西洋フード・コンパスグループ㈱（現コン パスグループ・ジャパン㈱）取締役専務執 行役員 2015年9月 同社グループC O O 2017年10月 同社代表取締役社長グループC E O 2019年9月 当社執行役員グループ企画室長 2020年5月 ※当社常務取締役グループ企画室長 2021年1月 ※YOSHINOYA AMERICA, INC. Chairman, President&C E O, Director (重要な兼職の状況) YOSHINOYA AMERICA, INC. Chairman, President&C E O, Director	2,037株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) ※印は現任	所有する 当社株式 の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> なる せ かつ や 成 瀬 哲 也 (1967年7月25日生)	1988年6月 当社入社 2001年3月 ㈱ポット・アンド・ポット (現㈱スターティングオーバー) 営業部営業管理担当部長 2007年10月 当社執行役員兼㈱千吉 (現㈱スターティングオーバー) 代表取締役社長 2012年1月 ㈱吉野家常務取締役未来創造研究所長 兼 ㈱千吉代表取締役社長 2012年9月 ㈱はなまる代表取締役社長 2014年5月 ※当社取締役 2015年1月 YOSHINOYA HANAMARU MALAYSIA SDN. BHD. 取締役 2015年6月 吉野家 (中国) 投資有限公司董事 2018年1月 ※ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD. CEO ※YOSHINOYA HANAMARU MALAYSIA SDN. BHD. Chairman 2021年1月 ※吉野家 (中国) 投資有限公司董事長 (重要な兼職の状況) ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD. CEO 吉野家 (中国) 投資有限公司董事長 YOSHINOYA HANAMARU MALAYSIA SDN. BHD. Chairman	11,209株
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> うち くら えい せう 内 倉 栄 三 (1958年12月14日生)	1982年4月 山下新日本汽船㈱ (現㈱商船三井) 入社 1989年9月 ㈱野村総合研究所入社 1994年7月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券㈱) 入社 2004年6月 ※(南内倉栄三事務所) 取締役 2005年9月 ㈱アガスタ監査役 2008年9月 ※㈱Y UMEキャピタル代表取締役 2011年5月 ※当社取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社Y UMEキャピタル代表取締役	6,089株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) ※印は現任	所有する 当社株式 の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> <small>あか し のぶ こ</small> 明 石 伸 子 (1956年4月24日生)	1979年8月 日本航空(株)入社(客室乗務員) 1988年4月 (株)テンポラリーセンター(現(株)パソナ)入社 1989年12月 (株)イメージプラン入社 1996年11月 ※(有)ブライトン代表取締役 2003年3月 NPO法人日本マナー・プロトコール協会設立 2012年12月 ※NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事 2013年9月 内閣府「男女共同参画推進連携会議」有識者議員 2015年6月 ※(株)ゆうちょ銀行社外取締役 2019年4月 ※内閣府「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」構成員 2019年5月 ※当社取締役 2019年6月 ※日本放送協会経営委員 (重要な兼職の状況) NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事 有限会社ブライトン代表取締役 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役 日本放送協会経営委員	476株

- (注) 1. 内倉栄三および明石伸子の両氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。
3. 当社と社外取締役候補者との責任限定契約について
 当社は、内倉栄三および明石伸子の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の取締役選任につき、ご承認いただいた場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としており、また、責任限定が認められるのは、両氏がその職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。
4. 各取締役候補者の選任理由
- (1) 河村泰貴氏は、2012年9月から当社の代表取締役を務め、経営者として経営全般に対する豊富な知識と経験を有しており、また、グループ全体に対するリーダーシップを存分に発揮し、グループの中長期の成長戦略の実現に向けて取り組んでおりますので、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
- (2) 小澤典裕氏は、長年にわたり国内外における飲食ビジネスの経営に携わっており、2019年9月より当社のグループ企画室長を務め、グループの経営戦略や財務、資本政策、ステークホルダーに対する広報IR活動等を統括しております。豊富な経験と実績に加え、企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの更なる企業価値向上に必要であると判断し、取締役候補者といたしました。
- (3) 成瀬哲也氏は、2018年1月から当社のアセアン地区統括会社であるASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD.のCEOを務めており、2021年1月からは当社の中国統括会社である吉野家(中国)投資有限公司の董事長を兼務しております。グループの海外戦略において、その高い知見と実績が必要不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。

5. 内倉栄三および明石伸子の両氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
 - (1) 内倉栄三氏は、金融機関において証券アナリストとして培った豊富な経験と、投資銀行業務に関する専門的知見を有しており、取締役会を始めとした経営会議において、客観的な視点から積極的に発言を頂いております。また、報酬諮問委員会の委員長として役員報酬制度について客観的な立場から積極的な意見を頂戴しております。持続的な企業価値向上に向けた業務執行に対する監督と助言をいただくうえで適切な人材と判断し、独立の社外取締役候補者といたしました。同氏には、引き続き、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から経営に対する提言をいただくとともに、報酬諮問委員会・指名諮問委員会の委員として当社ガバナンスの更なる向上を果たしていただくことを期待しております。
 - (2) 明石伸子氏は、長年にわたり女性向け製品やサービスに関するマーケティング、顧客調査、CS向上等に関するコンサルタント業務を多数手がけてきたほか、NPO法人の理事長や内閣府関係会議の有識者議員等として活動し、男女共同参画等の女性活躍推進を中心とした企業経営環境に関する深い見識を有しております。また、その豊富な経験と知見を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、独立の社外取締役候補者となりました。同氏には、引き続きその高い専門的な知見に基づき経営に対する提言をいただき経営の監督をしていただくとともに、報酬諮問委員会・指名諮問委員会の委員として当社ガバナンスの更なる向上を果たしていただくことを期待しております。
6. 当社は、内倉栄三および明石伸子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。両氏の取締役選任につきご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定です。
7. 内倉栄三氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
8. 明石伸子氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
9. 各取締役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

当社の監査体制の一層の強化を図るため、監査役1名の増員をお願いするものがあります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) ※印は現任	所有する 当社株式 の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> やす い あき ひろ 安 井 昭 裕 (1965年9月4日生)	1985年3月 当社入社 2002年9月 当社経営企画部部长 2007年10月 当社経営戦略室室長 2009年5月 ㈱ピーターパンコモコ (現㈱グリーンズプラネット) 代表取締役社長 2009年6月 当社執行役員兼㈱ピーターパンコモコ代表取締役社長 2013年4月 当社執行役員中国JV準備室長 2013年7月 当社執行役員兼㈱吉野家インターナショナル取締役 吉野家餐飲管理(上海)有限公司執行董事 2015年6月 当社執行役員兼吉野家(中国)投資有限公司董事長 2021年1月 ※当社執行役員特命担当	3,343株

- (注) 1. 安井昭裕氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。監査役候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。
3. 当社と監査役候補者との責任限定契約について
本議案が承認可決された場合、当社は監査役候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度とする予定であります。
4. 監査役候補者の選任理由
安井昭裕氏は、国内外の事業会社の経営に携わってきた豊富な経験を有しており、当社の事業内容に精通しております。当社の経営上の意思決定や業務の執行状況に関して、適正な監査が遂行できる幅広い知識と豊富な見識を有しておりますので、監査役として適任と判断し、監査役候補者といたしました。
5. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

ご参考：本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキル・経験

氏名	役職	スキル・経験						
		企業経営 経営戦略	営業・マー ケティング	法務・ ガバナ ンス	会計・ 財務・ M&A	人材 育成	国際性	多様性
河村泰貴	代表取締役社長	●	●			●		
小澤典裕	常務取締役	●			●		●	●
成瀬哲也	取締役	●	●				●	
内倉栄三	社外取締役	●			●			●
明石伸子	社外取締役	●				●		●
田中柳介	常勤監査役		●	●		●		
安井昭裕	常勤監査役		●				●	
増岡研介	社外監査役			●				●
大橋修	社外監査役				●			●

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) ※印は現任	所有する 当社株式 の数
野村智夫 (1955年5月7日生)	1980年4月 日新監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社 1983年4月 公認会計士登録 1985年10月 監査法人サンワ事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入社 1992年7月 野村・竹俣公認会計士事務所(現税理士法人レクス会計事務所)開設 2005年7月 ※税理士法人レクス会計事務所代表社員 2012年6月 ㈱朝日ラバー社外監査役	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野村智夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。補欠監査役候補者が監査役に就任した場合は、その時点より、当該保険契約の被保険者となります。
4. 当社と補欠監査役候補者との責任限定契約について
野村智夫氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度とする予定であります。また、責任限定が認められるのは、同氏がその職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。
5. 補欠の社外監査役候補者の選任理由
野村智夫氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として監査法人での監査業務や税理士法人での業務を歴任されていることから、専門的知見に基づく的確な助言と監査をいただくことを期待し、引き続き補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務及び企業会計に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 野村智夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立委員として同取引所に届出する予定であります。

第4号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

本議案は、2017年5月25日開催の第60期定時株主総会においてご承認いただいた当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の内容の一部変更をすることについてご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の報酬等の額については、2007年5月25日開催の第50期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただき、また、2017年5月25日開催の第60期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額300百万円以内（うち社外取締役は2百万円以内。ただし、使用人給与は含まない。）と決議いただいております。

本制度では、対象取締役は当社との間で個別に締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないとしてご承認をいただいております。本総会終結の時以後、当社の中長期的な企業価値向上に向けた貢献意欲を高め、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めるという本制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現するために、対象取締役と締結する本割当契約の譲渡制限期間を、対象取締役が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人を退任または退職する日まで継続するものと改定させていただきたく存じます。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

また、本制度では、取締役全員が当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の譲渡制限付株式の割当てを受けることとなっておりますが、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、本総会終結の時以後、社外取締役を本制度の対象から除外することと致したく存じます。

なお、上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式報酬に関して改定するものではありません。

また、上記の改定に対する当社取締役会の決議は、取締役会の任意の諮問機関であり、半数以上を独立社外取締役で構成する報酬諮問委員会での提言内容を踏まえた上で行っており、内容は相当であると判断しております。

【ご参考】本議案を承認いただいた場合の本割当契約において定める内容の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人を退任または退職する日までの期間、本割当契約により割当を受けた本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得

当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、割当契約で定める一定の事由に該当する場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第5号議案 当社監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度の廃止の件

本議案は、2017年5月25日開催の第60期定時株主総会においてご承認いただいた当社の監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の廃止についてご承認をお願いするものであります。

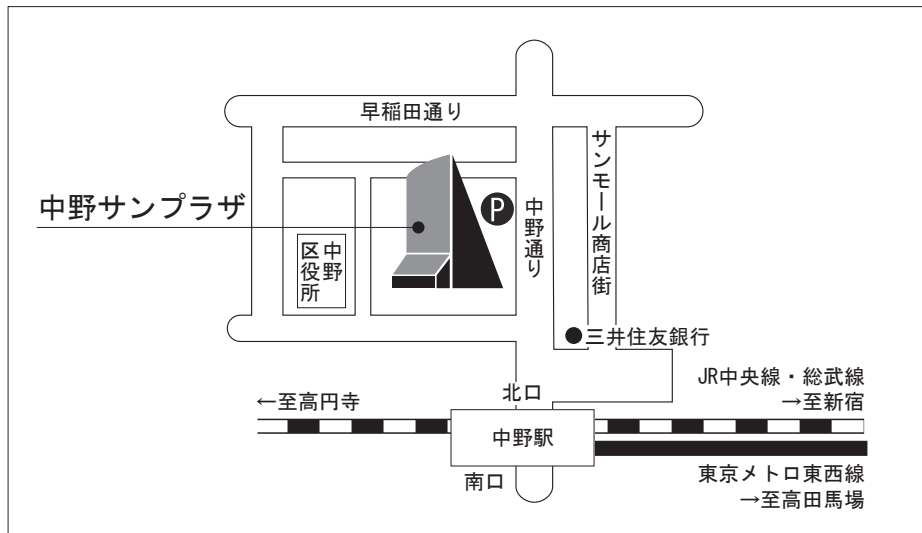
当社の監査役の報酬等の額については、2007年5月25日開催の第50期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただき、また、2017年5月25日開催の第60期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、監査役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額3百万円以内と決議いただいております。

本制度では、監査役は当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の譲渡制限付株式の割当てを受けることとなっておりますが、遵法監査を担うという職責をより一層重視し、本総会終結の時以後、監査役に対する本制度を廃止することと致したく存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ サンプラザホール
開催日時：2021年5月27日（木曜日）午前10時



▶ 交通のご案内 ◀

- JR中央線・総武線中野駅北口より徒歩1分
- 東京メトロ東西線中野駅北口より徒歩1分

◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお食事券等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブ
レット端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/9861/>

